

運営規程の概要

フリガナ	ケンコウクラブナカゴノモリ キョウタクカイゴシエンジギョウシヨ							サービスの種類	居宅介護支援
事業所名	健康倶楽部中子の森 居宅介護支援事業所							事業所番号	1570800308
所在地	〒947-0003 新潟県小千谷市大字蕨生乙1460番地1							フリガナ	マノ ハルミ
								管理者	間野 晴美
連絡先	電話番号	0258-82-0880					FAX番号	0258-82-0822	
営業日	日	月	火	水	木	金	土	その他年間の休日	年末年始 (12月31日~1月3日)
	休	○	○	○	○	○	休		
営業時間	平日	8:30~17:30						備考	休日及び営業時間以外は電話にて対応します。
	土曜日								
	日曜・祝日								
利用料	法定代理受領分			厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)					
	法定代理受領分以外			厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)					
その他の費用									
通常の実施地域	小千谷市・長岡市								
備考									

介護支援専門員の勤務体制

介護支援専門員氏名	資格	常勤・非常勤の別		専従・兼務の別		兼務の場合 兼務する職種
		常勤	非常勤	専従	兼務	
マノ ハルミ	歯科衛生士 主任介護支援専門員	○			○	管理者
間野 晴美						
アサダ メグミ	介護福祉士	○		○		
浅田 めぐみ						
ガクハリ フミコ	歯科衛生士	○		○		
覚張 富美子						

秘密の保持

- 当事業所の介護支援専門員その他の従業者は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当時業者は、介護支援専門員その他の従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業所の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

利用料その他の費用の額

取扱要件	利用料 (1割負担の1か月あたり)		利用者負担金 (法定代理受領分)
	居宅介護支援費(Ⅰ) 〈取扱件数が40件未満〉	要介護度1・2	10,860 円
	要介護度3・4・5	14,110 円	
居宅介護支援費(Ⅱ)の場合 〈取扱件数が40件以上60件未満〉	要介護度1・2	5,440 円	
	要介護度3・4・5	7,040 円	
居宅介護支援費(Ⅲ)の場合 〈取扱件数が60件以上〉	要介護度1・2	3,260 円	
	要介護度3・4・5	4,180 円	

・1月の利用者が20人以下の小規模事業所の場合

加 算	利用者負担金	
	(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
居宅介護支援費(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)に10%加算されます。	無 料	居宅介護支援費区分及び要介護度によって異なります。

・加算及び減算

加 算	利用料 (1か月あたり)	利用者負担金 (法定代理受領分)
		無 料
初回加算	3,000 円	無 料
入院時情報連携加算Ⅰ	2,500 円	
入院時情報連携加算Ⅱ	2,000 円	
ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円	
緊急時等居宅カンファレンス加算 (月2回を限度)	2,000 円	
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3,000 円	
看護小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算	3,000 円	
退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,500 円	
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,000 円	
退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,000 円	
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,500 円	
退院・退所加算(Ⅲ)	9,000 円	
特定事業所加算Ⅲ	3,230 円	
特定事業所集中減算	-2,000 円	
運営基準減算	居宅介護支援費の 50%	

・通常の事業実施地域以外へのサービス提供

加 算	利用者負担金	
	(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
居宅介護支援費(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)に5%加算されます。	無 料	居宅介護支援費区分及び要介護度によって異なります。

事故発生時の対応

- 当事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

苦情処理の体制

・・・別紙のとおり

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設の名称	健康倶楽部中子の森 居宅介護支援事業所
申請するサービスの種類	居宅介護支援事業

措置の概要

1. 利用者からの相談又は苦情などに対する常設の窓口(連絡先)及び担当者の設置状況

苦情担当窓口を次のとおり設置します。

- ①窓口設置場所 新潟県小千谷市大字蕨生乙1460番地1
電話番号 0258-82-0880 FAX 0258-82-0822
- ②窓口開設時間 午前9時から午後5時まで
- ③対応者 (管理者)間野晴美 (介護支援専門員)浅田めぐみ、覺張富美子
- ④市町村の窓口 小千谷市役所福祉課 新潟県小千谷市大字城内2丁目7番5号 0258-83-3517
長岡市福祉保健部長寿はつらつ課 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 0258-35-1122
- ⑤公的団体の窓口 新潟県国民健康保険団体連合会 新潟県新潟市中央区新光町4-1 025-285-3022
- ⑥苦情解決第三者委員 涌井 博行 様 :新潟県中魚沼郡津南町大字上郷寺石丙299 090-1687-5513
宮入 浩 様 :新潟県十日町市妻有町東1丁目4-2 090-1687-5521

2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順

(1)相談及び苦情の対応

相談又は電話があった場合、原則として当事業所の担当介護支援専門員が対応します。一般職員に苦情があった場合は、必ず介護支援専門員と連携し対応します。そして、その内容を直ちに管理者に報告します。

(2)確認事項

相談又は電話については、次の事項について確認します。

相談又は苦情のあった苦情者の氏名及び利用者の氏名、具体的な苦情・相談の内容(日時等)、担当した職員の氏名(苦情者がわかる場合)、対応した職員の氏名等を記載します。

(3)相談及び苦情処理期限の説明

相談及び苦情の相手方に対し、対応した職員の氏名を提示し、相談・苦情を受けた内容について回答する期限を併せて説明いたします。

(4)相談及び苦情処理

概ね次の手順により、相談及び苦情について処理します。

- ①事業所内において、管理者を中心として相談・苦情処理のための会議を開催します。
- ②サービスを提供した職員からの概況説明を行います。
- ③問題点の整理、洗い出し及び今後の改善策についてのディスカッションを行います。
- ④文書により回答を作成し、介護支援専門員が事情説明を利用者に対して直接行ったうえで、文書を渡します。
- ⑤苦情処理の概要についてまとめたうえで、利用者を担当する市町村に対して報告を行い、更なる改善点について助言、指導を受けます。
- ⑥担当の介護支援専門員に対し、上記の内容について提示し、事業所内において改善策を検討し再発の防止に努めます。

3. 苦情があったサービス事業者への対応策

利用者から苦情があったサービス事業者への対応は、次の手順により行います。

- ①事業管理者又は担当介護支援専門員が直接当該サービス事業者利用者からの苦情内容を伝えるとともに、それに対するサービス事業者の認識について説明を受けます。
- ②事業管理者及び担当介護支援専門員が、サービス事業者に改善策の提示を求め、それについての評価・助言を行います。
- ③両方で最終的に合意・決定した改善策を文書でまとめ、事業管理者がサービス事業者と一緒に利用者へ改善策の説明をして了解を得るとともに、文書を渡します。
- ④その後においても、サービス事業者のサービス内容について改善が見られなかったり、再度利用者から苦情があった場合は、サービス事業者の変更を含めた対応を図ります。

4. その他参考事項

健康倶楽部中子の森居宅介護支援事業所では、ご利用者の皆様が可能な限りその居宅において、その能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援し、笑顔と安らぎのある生活を支えたいと願っております。

どうぞお気軽にご相談ください。介護支援専門員が対応させていただきます。